【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2026年10月30日
【会社名】	サイバーステップホールディングス株式会社
【英訳名】	CyberStep Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　湯浅　慎司
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【電話番号】	0570(032)085（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ経営管理本部長　丸山　慶訓
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【電話番号】	0570(032)085（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ経営管理本部長　丸山　慶訓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、2026年10月30日付の取締役会決議（会社法第370条及び当社定款第21条第３項の規定による書面決議）により、2026年12月31日（予定）を効力発生日として、当社の帽子販売事業「HOMEGAME」（店舗販売、ECサイト販売及び卸売販売から構成される事業。以下「対象事業」といいます。）を、当社の完全子会社である株式会社リバイバル（以下「リバイバル」といいます。）に吸収分割により承継させることを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．当該吸収分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（千円未満切り捨て）

商号　　：株式会社リバイバル
本店の所在地　：東京都杉並区和泉一丁目22番19号
代表者の氏名　：代表取締役　金子　淳二郎
資本金の額　　：10,000千円
純資産の額　　：9,983千円（2026年５月31日現在）
総資産の額　　：10,653千円（2026年５月31日現在）
事業の内容　　：帽子、衣料品、靴、装身具の製造、販売及び輸出入、インターネットを利用した通信販売業及び電子商取引サイトの企画、開発、運営等

(2) 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益（千円未満切り捨て）

リバイバルは2026年４月10日に設立されたため、終了した事業年度は2026年５月期のみです。

事業年度	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
2026年５月期	0千円	0千円	△10千円	△16千円

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占めるその持株数の割合

サイバーステップホールディングス株式会社　100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：リバイバルは、当社が発行済株式の全てを保有する連結子会社であります。
人的関係：当社の役職員がリバイバルの役員を兼任しております。
取引関係：当社とリバイバルとの間には、経営管理に関する取引等があります。

２．当該吸収分割の目的

当社は、2025年12月１日付で持株会社体制へ移行し、グループ各事業の運営を事業子会社が担い、当社はグループ全体の経営戦略の立案及び経営管理に専念する体制としております。対象事業は、2026年６月30日付の事業譲渡により、当社が株式会社HALL OF FAMEより譲り受け、現在は当社において運営しております。

今般、当社グループの持株会社体制の方針に沿って、対象事業の運営を、帽子販売事業を担う事業子会社として設立したリバイバルに移管し、事業運営における意思決定の迅速化と経営効率の向上を図るため、本吸収分割を行うこととといたしました。

３．当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、リバイバルを吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

リバイバルは当社の完全子会社であるため、本吸収分割に際して、本吸収分割の対価の交付は行いません。

(3) その他の吸収分割契約の内容

ア．承継する権利義務

リバイバルは、本吸収分割により、対象事業に関する資産、負債及び契約上の地位その他の権利義務を吸収分割契約書に定める範囲において承継します。
なお、当社からリバイバルへの債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとします。

イ．日程

取締役会決議（書面決議）日（当社）　　2026年10月30日

取締役会決議（書面決議）日（リバイバル）　2026年10月30日
吸収分割契約締結日　2026年10月30日
効力発生日　2026年12月31日（予定）
（注）本吸収分割は、当社においては会社法第784条第２項に定める簡易吸収分割に、リバイバルにおいては会社法第796条第１項に定める略式吸収分割に該当するため、いずれも株主総会での承認を経ずに行う予定です。

ウ．その他
吸収分割契約の内容その他本吸収分割に必要な事項は、今後変更する可能性があります。

４．吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠
３．(2) に記載のとおりであります。

５．当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
本吸収分割後のリバイバルの名称、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。本吸収分割後のリバイバルの純資産の額及び総資産の額については、現時点では未定です。

以　上